

配偶者暴力防止法の改正に向けて

- 「配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ報告書～DV対策の抜本的強化に向けて～」（令和4年10月女性に対する暴力に関する専門調査会・配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ）を踏まえ、配偶者暴力防止法の見直しについて、来年の通常国会への提出も念頭に、以下を基に更なる検討を進める。

(1) 保護命令制度の拡充等

①接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者の範囲の拡大等

- ・配偶者からの暴力は、加害者が自己の従属を強いるため等に暴力を用いるという性格を踏まえ、接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者について、「被害者を畏怖させる言動」である自由、名誉又は財産に対する加害の告知による脅迫を受けた者を追加する。
- ・要件である「身体に重大な危害を受けるおそれ」を「心身（心と体）に重大な危害を受けるおそれ」に改める。

②接近禁止命令等の期間の伸長

- ・接近禁止命令の期間を現行の「6月」から「1年」に伸長する。

③電話等禁止命令等における禁止行為の拡大

- ・禁止行為に、緊急時以外の連続した文書の送付・SNS等の送信^注、性的しう恥心を害する電磁的記録の送信、位置情報の無承諾取得を追加する。
- 注：SNS等については、緊急時以外の早朝深夜（午後10時～午前6時）の送信も対象

④子への電話等禁止命令の創設

- ・被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令の要件^注を満たす場合について、子への電話等禁止命令を創設する。
注：被害者への接近禁止命令の要件のほか、当該子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があることなど。

⑤退去等命令の期間の特例の創設

- ・被害者が住居の所有者又は賃借人が被害者のみである場合には、申立てにより6か月（原則は2か月）とする特例を創設する。

⑥保護命令違反に関する罰則の加重

- ・罰則を2年以下の懲役又は200万円以下の罰金（現行は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）に加重する。

(2) 基本方針及び都道府県基本計画の記載事項の拡充

- ・国が定める基本的な方針及び都道府県が定める基本的な計画について、①被害者の自立支援のための施策、②国・地方公共団体及び民間の団体の連携・協力を必要な記載事項とする。

(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する協議会の法定化

- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する協議会を法定化し、都道府県に協議会を組織する努力義務（市町村も協議会を組織できる）、情報交換の円滑化等を図るため、協議会の事務に関する守秘義務等を創設する。

※上記のほか、民事訴訟手続のIT化等を踏まえ、保護命令手続に係る所要の規定等を整備する。

注：本資料は現時点での検討状況を整理したもの。